

鹿 教 保 第 9 3 号
鹿 教 高 第 6 0 号
鹿 教 義 第 1 8 5 号
鹿 教 教 第 1 4 2 号
令和 2 年 5 月 22 日
(保健体育課・高校教育課・義務教育課・教職員課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

県立学校における教育活動について（通知）

県立学校については5月11日（月）から教育活動を再開し、5月24日（日）までの期間を警戒期間として、最大限の感染症対策を行いながら通常授業に向けた取組を進めてきたところです。

こうした中、本日、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されました。

については、各学校においては、5月25日（月）から本マニュアル（『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』に示された本県の感染レベルは「レベル1」を適用）を踏まえた感染症対策を講じた上で、教育活動を実施してください。

なお、文部科学省からは「学校の体育の授業におけるマスクの着用について」と「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」も示されておりますので可能な限り感染防止対策を講じて実施してください。

また、部活動の再開については、段階的に行うこととし、他校との合同練習、練習試合等は6月12日（金）まで自粛してください。

<問合せ先>

（保健管理に関すること）

保健体育課健康教育係

楠生

電 話 099-286-5316

（教育課程に関すること）

高校教育課高校教育係

内園

電 話 099-286-5291

義務教育課特別支援教育室

濱崎

電 話 099-286-5296

（教職員の服務に関すること）

教職員課県立学校人事管理係

吉元

電 話 099-286-5270